1 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱	国税の取扱
償却計算の期間	暦年 (賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法		〇建物以外の一般の資産は、定
		率法・定額法の選択制
		〇定率法を選択した場合
		・H24.4.1以降に取得された資
	一般の資産は定率法を適用	産は「定率法 (200%定率法)」
	※法人税法等の旧定率法で用い	を適用
	る減価率と同様	・H19.4.1~H24.3.31 までに
		取得された資産は「定率法
		(250%定率法)」を適用
		・H19.3.31 以前に取得された
		資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※1)	制度なし	制度あり
	(圧縮前の取得価額で申告)	
特別償却・割増償却	制度なし	制度あり
増加償却(※2)	制度あり	制度あり
評価額の最低限度(※3)	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価(改良を加えられた資	原則区分評価(一部合算も可)
(資本的支出)	産と改良費を区分して評価)	

※1 固定資産税では圧縮記帳の制度がありませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。 (例 1:200万円の機械を100万円の補助を受けて購入

⇒償却資産(固定資産税)の申告では、取得価額200万円で申告)

(例2:200万円の機械を全額補助を受けて購入

⇒償却資産(固定資産税)の申告では、取得価額200万円で申告)

- ※2 所轄税務署長へ提出された「増加償却の届出書(写し)」を添付の上、申告してください。
- ※3 償却が終わっていても、償却資産(固定資産税)では、課税対象です。償却済資産は取得 価額の5%として評価します。